

自動販売機で容器入り飲料・食物を販売される事業者の皆さんへ

# 自動販売機届出のしおり

近年、数多くの種類の商品が生産され、また、コンビニエンスストアの24時間営業や自動販売機の設置台数の増加などにより、いつでも必要とする商品が購入できるなど、私たちのくらしは便利になっています。一方で、街頭で空き缶などのごみを投げ捨てたり、その場に置き去りにする、いわゆるポイ捨てが後を絶ちません。枚方市では、平成14年10月1日から「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、市・市民等・事業者等の責務を明らかにすることにより、ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの公共の場所等への放置のない清潔で美しいまちをつくり、市民の快適な生活環境を確保することを目指しています。

この条例において、自動販売機で容器入り飲料又は食物を販売される事業者について、自動販売機の届出及び空き缶等を回収するための回収容器の設置・適正管理に関する規定を設けています。

事業者のみなさんには、条例の趣旨をご理解いただき、自動販売機の届出についてご協力をお願いします。また、回収した空き缶等の再資源化についても、より一層のご協力をお願いします。

枚方市環境部 環境政策課

〒573-1162 大阪府枚方市田口5-1-1

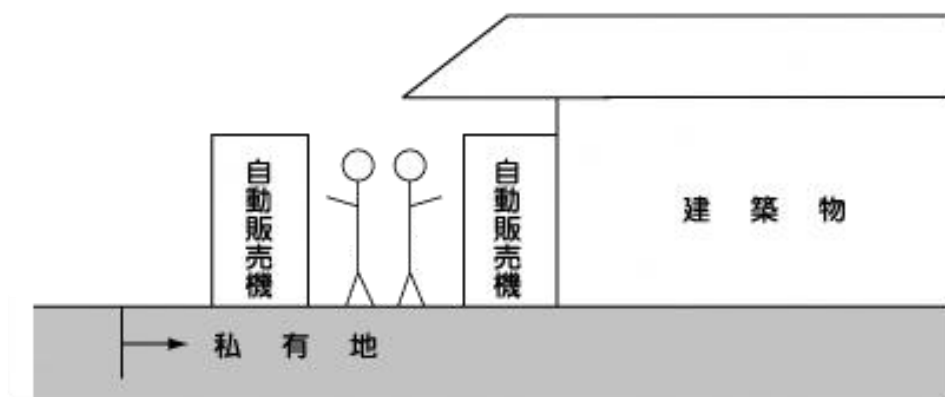
TEL 072-841-1221 代表

## 1) 自動販売機の届出について

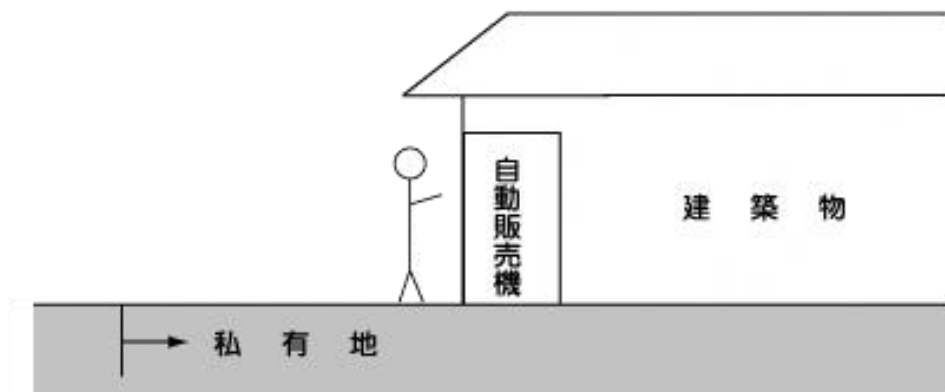
### ① 届出の必要な自動販売機 (P 4)

届出の必要な自動販売機は、容器入り飲料又は食物を販売する自動販売機で、外側から利用できるように設置しようとする又はすでに設置している自動販売機です。

#### (1) 建築物の外部に設置され、自由に利用できる自動販売機



#### (2) 建築物内部にあっても建築物の外側から自由に利用できる自動販売機



## ② 届出を必要としない自動販売機（P 5）

届出を必要としない自動販売機は、壁・柵その他の囲障により囲まれた敷地内、並びに建築物の内に設置しようとする又はすでに設置している自動販売機です。また、たばこなど飲食物以外のものを販売する自動販売機については、届出の必要はありません。

### （1）入場料等を払わないと入れないような施設の中に設置されている自動販売機

（例）遊園地内など



### （2）壁やフェンス等で仕切られており、もっぱらその敷地内の関係者しか利用できない自動販売機

（例）学校・工場の敷地内など



### （3）建築物内部にあり、その建築物に立ち入らなければ利用できない自動販売機

（例）オフィスビル、商店の内部など



### ③ 届出事項等

自動販売機の届出は、1台毎とします。下記により届け出してください。  
また、あらかじめ、自動販売機に氏名・住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、及び代表者の氏名）を表示しておいて下さい。

届出の種類	届出の期日	届出に必要な書類	説明
新設 (P 6)	設置の日から起算して30日以内	○自動販売機設置届出書（様式第3号）	新たに自動販売機を設置する場合
届出内容の変更 (P 8)	変更をした日から30日以内	○自動販売機設置届出事項変更・廃止届出書（様式第4号）	届出内容を変更する場合
廃止 (P 8)	廃止をした日から30日以内	○自動販売機設置届出事項変更・廃止届出書（様式第4号）	届け出た自動販売機を廃止する場合
地位の承継 (P 10)	引き継いだ日から起算して30日以内	○自動販売機設置届出者地位承継届出書（様式第5号） ○承継の事実が確認できる書類	相続、合併その他届出者の地位を引き継いだ場合
亡失・き損 (P 11)	事実を知った日から15日以内	○届出済証亡失・き損届出書（様式第7号）	届出済証をなくした場合または汚れたり、破れたりした場合

※届出書は全て2通提出してください。（1部は控えになります。＜コピー可＞）

### ④ 届出済証の貼付（P 12）

新設及び既設の届出をされた方には、届出書の内容の審査が終わり次第、届出済証（様式第6号）をお渡しします。氏名・連絡先を記入のうえ、当該自動販売機の見やすいところに必ず貼付して下さい。

## 2) 回収容器の設置及び適正管理について

届出が必要な自動販売機には、空き缶等の回収容器を設置してください。原則として、自動販売機1台につき回収容器1個が必要です。(自動販売機が複数設置されている場合で、自動販売機1台につき30リットルの容量があれば共用でも可能です。)

また、回収容器の材質は金属やプラスチックなど破損しにくいものとし、容積は30リットル以上で、自動販売機の隣接した場所(5メートル以内で、届出者所管地内に確保してください。)に設置して、飲食物容器が散乱しないよう、適正な管理をしてください。

## 3) 勧告・命令・罰金

自動販売機への住所・氏名の表示、自動販売機の設置・変更等の届出、回収容器の設置及び適正管理をせず、勧告・命令をした後においてもなお履行されない場合には、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第3号（第4条関係）

受付番号	
------	--

(表)  
自動販売機設置届出書

令和6年4月1日

(あて先)  
枚方市長

届出者 住所 **枚方市〇〇町1丁目1-1**  
氏名 **淀川 太郎**

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **×××-××××**

自動販売機を設置して飲料又は食物を販売したいので、枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

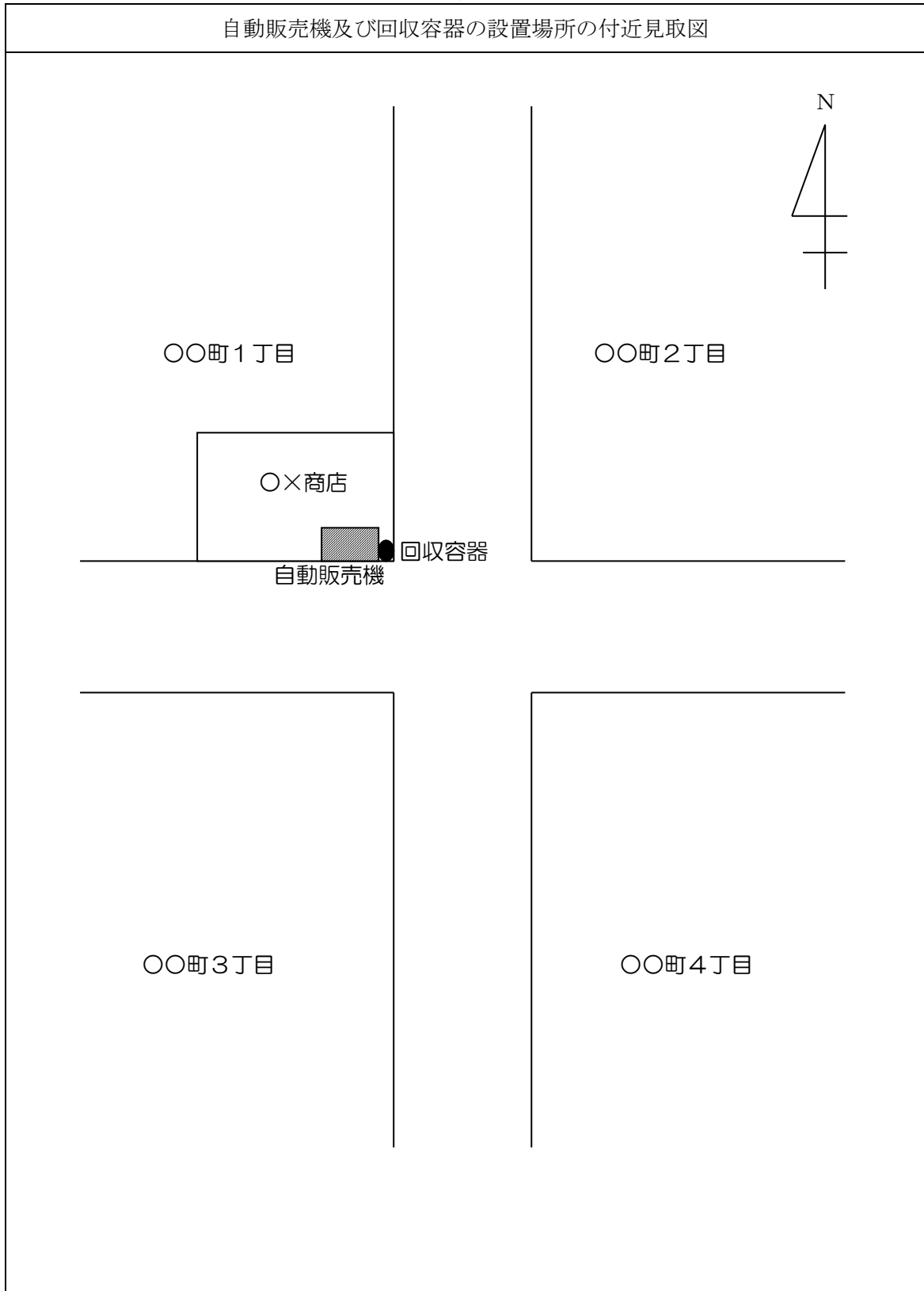
設置場所	枚方市〇〇町1丁目1-1 (裏面付近見取図のとおり)	
設置年月日	令和6年4月1日	
自動販売機の種別等	販売物品の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 飲料 ( <b>コーヒー、ジュース</b> ) <input type="checkbox"/> 食物 ( )
	販売物品製造元	〇〇株式会社
	製造番号等	<b>ABC-1234</b>
備考		

なお、同条例第15条に基づく、回収容器の設置及び管理は、次のとおり行いますので、この届出に併せて報告します。

回収容器の設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 自動販売機設置場所 (裏面付近見取図において図示) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
回収容器の形状等	形状	<input checked="" type="checkbox"/> 箱型 <input type="checkbox"/> 丸型 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	材質	<input type="checkbox"/> 金属 <input checked="" type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他 ( )
	容量	<b>90</b> リットル
回収方法等	回収方法	<input checked="" type="checkbox"/> 届出者自ら <input type="checkbox"/> 業者委託 [業者の住所及び氏名] 住所 氏名 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	回収回数	週 <b>2</b> 回
備考		

(裏)

自動販売機及び回収容器の設置場所の付近見取図



様式第4号（第6条関係）

（表）

自動販売機設置届出事項変更・廃止届出書

令和6年4月1日

（あて先）

枚方市長

住 所 **枚方市〇〇町1丁目1-1**

届 出 者

氏 名 **淀川 太郎**

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 **×××-××××**

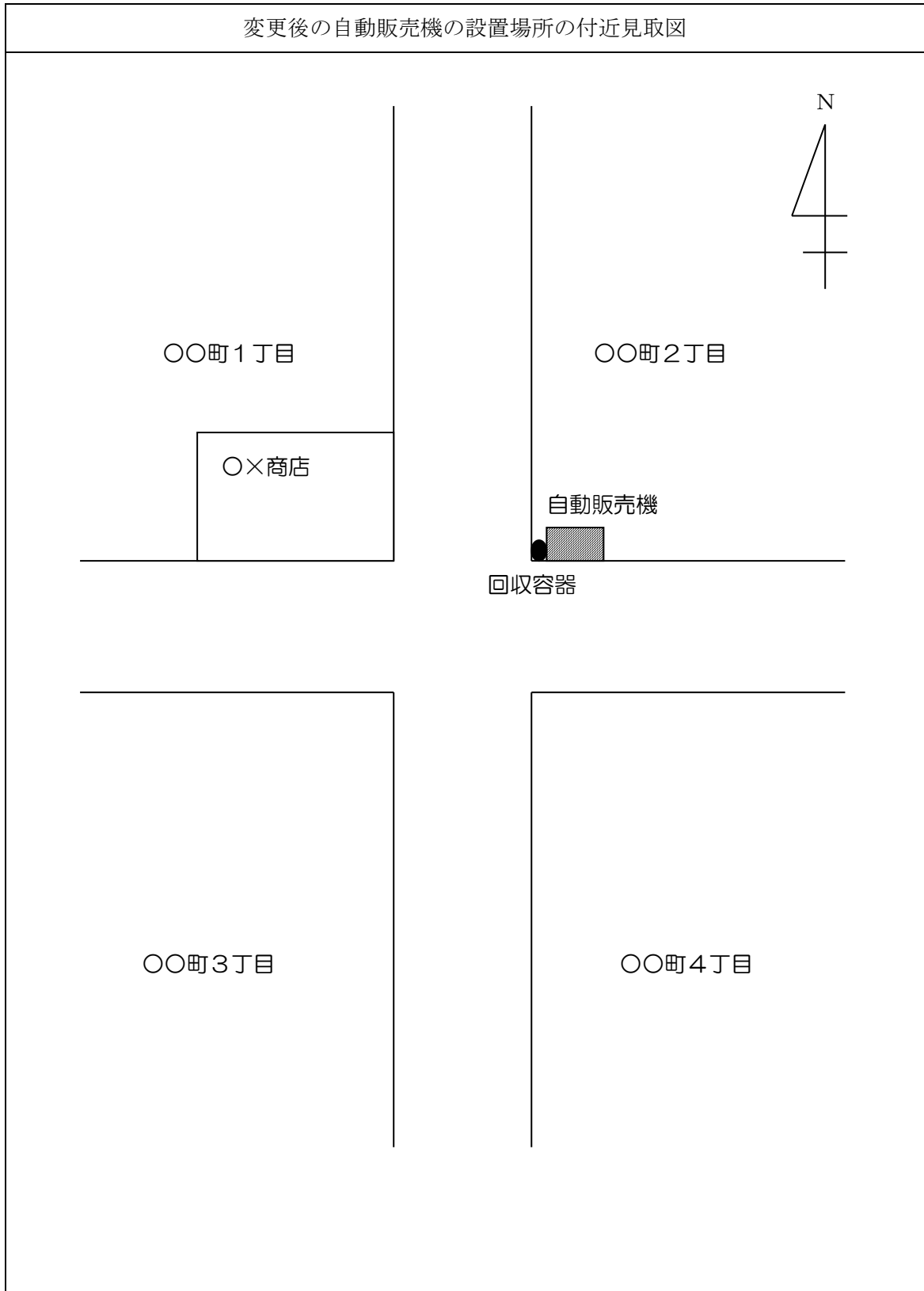
枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例第12条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 廃止
自動販売機届出の年月日	<b>令和6年4月1日</b>	
届 出 受 付 番 号	<b>13-0123</b>	
届 出 の 種 類	<input type="checkbox"/> 届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の変更 <input type="checkbox"/> 届出者の氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 自動販売機の設置場所の変更 <input type="checkbox"/> その他の変更	
変更又は廃止の年月日	<b>令和6年4月1日</b>	
変更の内容	変 更 前	<b>枚方市〇〇町1丁目1-1</b>
	変 更 後	<b>枚方市〇〇町2丁目2-2</b>
備考 自動販売機の設置場所の変更の場合は、裏面にも記入してください。		



(裏)

変更後の自動販売機の設置場所の付近見取図



様式第5号（第7条関係）

自動販売機設置届出者地位承継届出書

令和6年4月1日

(あて先)  
枚方市長

届出者 住所 **枚方市〇〇町3丁目3-3**

氏名 **枚方 花子**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **×××-××××**

枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例第13条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

自動販売機の届出年月日	<b>令和6年4月1日</b>	
被承継者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	<b>枚方市〇〇町1丁目1-1</b>
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	<b>淀川 太郎</b>
承継の年月日	<b>令和6年4月1日</b>	
届出受付番号	<b>13-0123</b>	
添付書類 承継の事実が確認できる書類		

様式第7号（第9条関係）

届出済証亡失・き損届出書

令和6年4月1日

(あて先)  
枚方市長

住 所 **枚方市〇〇町3丁目3-3**  
届 出 者

氏 名 **枚方 花子**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **×××-××××**

枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例第14条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

自動販売機届出の年月日	<b>令和6年4月1日</b>
届出受付番号	<b>13-0123</b>
届出事由	<input checked="" type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> き損

**第 号**

枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び  
犬のふんの放置の防止に関する条例に基づく

**届出済証**

届出者（法人にあつては、名称及び代表者）  
氏名

連絡先 電話

**枚 方 市**

## 条例（抜粋）

（自動販売機の届出）

第12条 市内において、自動販売機（規則で定めるものを除く。以下同じ。）により飲料又は食物を販売しようとするものは、あらかじめ、自動販売機にそのものの氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を表示するとともに、その設置の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の規定による届出をしたもの（以下「届出者」という。）が当該届出をした事項を変更し、又は自動販売機の使用を廃止する場合について準用する。

（承継）

第13条 届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けたものは、自動販売機に係る当該届出者の地位を承継する。

2 届出者について、相続、合併又は分割（当該届出に係る自動販売機を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る自動販売機を承継した法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継したものは、その承継の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（届出済証）

第14条 市長は、第12条（廃止の届出に係る部分を除く。）又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をしたものに対し、規則で定めるところにより届出済証を交付する。

2 前項の届出済証の交付を受けたものは、当該届出に係る自動販売機の見やすいところに当該届出済証をちょう付しておかなければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けたものは、その届出済証を亡失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をしたものに対し、届出済証を再交付するものとする。

5 第2項の規定は、前項の規定による再交付を受けたものについて準用する。

（回収容器の設置）

第15条 自動販売機により飲料又は食物を販売する事業者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、これを適正に管理しなければならない。

（勧告）

第18条 市長は、第12条、第13条第3項及び第15条の規定に違反したものに対し、期限を定めて、必要な措置を採ることを勧告することができる。

（命令）

第19条 市長は、前条の勧告を受けたものが正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、そのものに対し、期限を定めて、必要な措置を採ることを命ずることができる。

第22条 第19条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

## 条例施行規則（抜粋）

（設置の届出）

第4条 条例第12条第1項の規定による届出は、自動販売機設置届出書（様式第3号）により行うものとする。

（届出を要しない自動販売機）

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 壁、柵その他の囲障により囲まれた敷地に設置される自動販売機で、当該敷地の関係者が専ら利用するもの
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物内に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める自動販売機

（変更等の届出）

第6条 条例第12条第2項の規定による届出は、自動販売機設置届出事項変更・廃止届出書（様式第4号）により行うものとする。

（承継の届出）

第7条 条例第13条第3項の規定による届出は、自動販売機設置届出者地位承継届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、地位の承継があったことを証する書類を添付しなければならない。

（届出済証）

第8条 条例第14条第1項に規定する届出済証は、様式第6号とする。

（届出済証の亡失又はき損の届出）

第9条 条例第14条第3項の規定による届出は、届出済証亡失・き損届出書（様式第7号）により行うものとする。

（回収容器の設置）

第10条 条例第15条の規定による回収容器の設置は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 見やすい部分に飲食物容器を回収するための容器である旨の表示をしていること。
- (2) 自動販売機の設置場所から5メートル以内で、かつ、飲食物容器の投入に支障のない位置に設置すること。
- 2 条例第15条の規定により設置する回収容器は、次の各号に規定する要件を備えていなければならない。
  - (1) 安定性がある形状を有すること。
  - (2) 金属、樹脂その他容易に破損されにくい材質であること。
  - (3) 容積が30リットル以上であること。

3 条例第15条の規定に基づき、回収容器を設置した者は、定期的に回収容器の使用状況を確認するとともに、回収容器に納められた飲食物容器を適宜回収すること等により、当該自動販売機の周辺における飲食物容器の散乱を防止するものとする。